



## だい 第 2 条

### さべつ けんり 差別されない権利

すべての子どもは、人種・皮膚の色や言葉のちがい、性、どんな意見をもっているか、どんな宗教を信じているか、心や体に障がいがあるかないか、お金持ちであるかないかなど、どのような理由によっても、差別されません。



## だい 第 6 条

### い けんり 生きる権利

### そだ けんり 育つ権利

すべての子どもには、「生きる権利」、「育つ権利」があり、国はそれを守るために努力をしなければなりません。



## だい 第 9 条

### おや けんり 親といっしょにいる権利

子どもは、親といっしょにくらす権利をもっています。しかし、子どもにとってよくないときには、はなれてくらすこともできます。



## だい 第 12 条

### じぶん い けん い けんり 自分の意見を言う権利

子どもには、自分にかかわることについて、自由に自分の意見を言う権利があります。どんな年齢の子どもの意見でも、その子どもの成長の眞合に応じて尊重されます。



## だい 第 16 条

### プライバシーが まも けんり 守られる権利

子どもは、自分のこと、家族のくらし、住んでいるところ、電話や手紙、メールなどの内容を人に知られたくないときは、それを守ることができます。



## だい 第 19 条

### ほうりょく けんり あらゆる暴力から 守られる権利

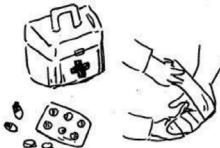
保護者(親など)が子どもを育てている間、どんな理由があっても、子どもが暴力をふるわれたり、ひどいあつかいを受けたり、ほうっておかれたりしないように、国は子どもを守らなければなりません。



## だい 第 24 条

### けんこう けんり 健康でいられる権利

国は、子どもがいつでも健康でいられるように、できるかぎりのことをしなければなりません。子どもは、病気やけがの手当てを受けることができます。



## だい 第 27 条

### にんげん せいかつ けんり 人間らしい生活をする権利

子どもには、着るもの、食べるもの、住むところなどの「生きるために必要なもの」を保護者(親など)、国からそろえてもらう権利があります。



## だい 第 28 条

### きょういく う けんり 教育を受ける権利

子どもには小学校での教育を受ける権利があり、さらに学習したい場合には、すべての子どもに対して、そのチャンスがあたえられます。



## だい 第 31 条

### やす あそ けんり 休み・遊ぶ権利

子どもには、勉強だけでなく、休んだり、遊んだりする権利があります。また、自由に絵をかいたり、歌をうたったり、スポーツなどをすることもできます。

